

ハート & グリーン

武蔵村山市 第三次みどりの基本計画 【概要版】

(令和5年度～令和14年度)



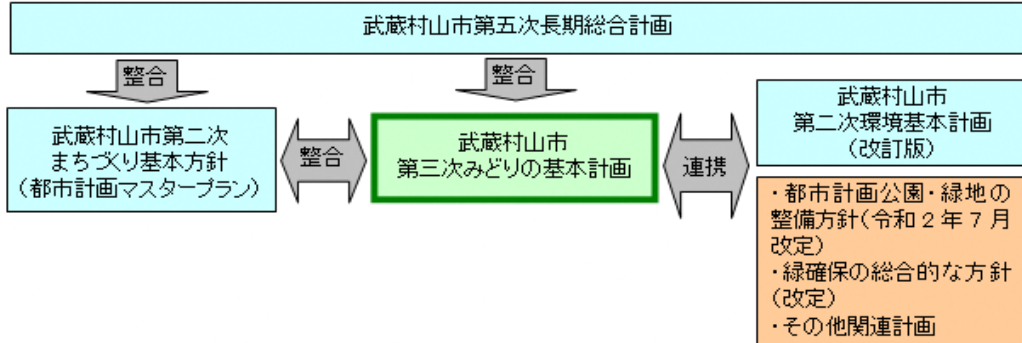
令和5年3月
武蔵村山市



みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、本市が市域における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

みどりの基本計画の位置付け



みどりの基本計画の「みどり」とは

「本計画」では、「みどり」を次のように捉えます。

地域の文化や風土を培ってきた樹林地や
河川・池等の水辺

スポーツやレクリエーションなどの
余暇活動の場、災害時の避難場所となる
公園・緑地など

郷土愛や文化を育む
社寺林、屋敷林、大樹

美しい景観や季節感を感じる
生け垣、街路樹

新鮮な野菜を供給するとともに交流の場や
避難空間となる農地

人工的な都市空間をやわらげ「個性」を
表現する宅地内の植木や小さな草花



みどりの機能

本計画の「みどり」は私たちの日常生活と結びついているものであり、多様な機能を持っています。

人と自然が共生する
環境を創る機能

多様なレクリエーション
空間としての機能

都市の安全性・防災性を
高める機能

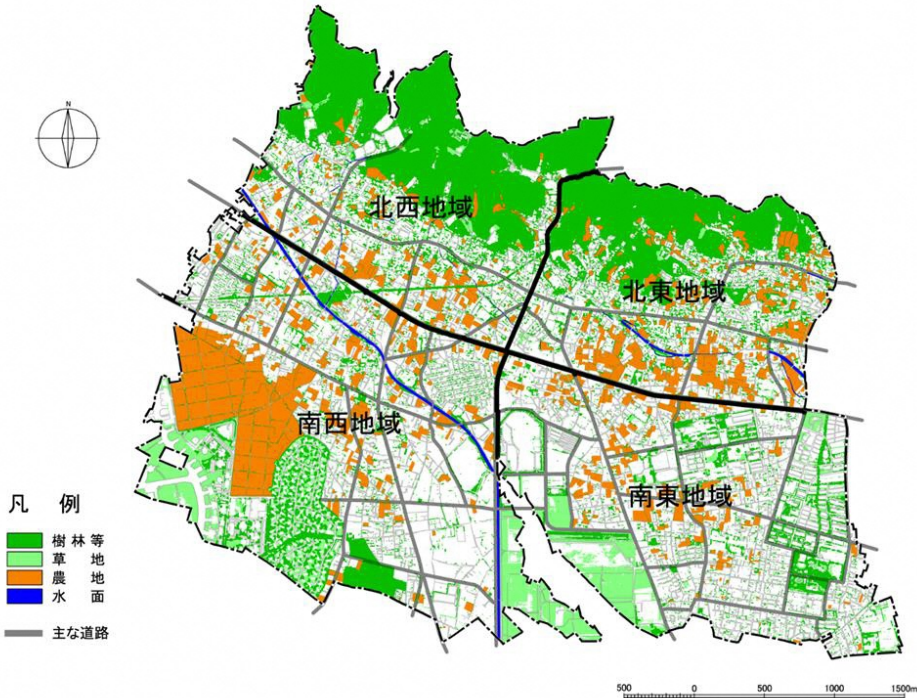
四季の変化に富んだ
美しい景観を形成する機能

環境教育・学習の場
としての機能



みどりの現状

令和3年度の調査結果によると、市全体の緑被面積は643.58ha、緑被率は41.87%でした。緑被区分の内訳は樹林等が365.16ha（23.76%）で、緑被面積の約5割を占めています。草地は86.47ha（5.63%）、農地は191.94ha（12.49%）でした。



緑被区分分布図（令和3年度調査）



みどりの課題

本市のみどりの課題としては、主に以下の点があげられます。

●郷土のみどりに関する課題：

- ・狭山丘陵の保全・みどりの質の向上・農地の保全

●水とみどりのネットワークに関する課題：

- ・河川や水路の整備・野山北自転車道、街路樹の整備・散策コースの充実

●まちなかのみどりに関する課題：

- ・市民参加等による公園づくり、維持管理・公共公益施設の緑化・民有地の緑化

●協働によるみどりのまちづくりに関する課題：

- ・市民との協働事業の継続的な実施・協働事業への理解促進

●みどりのまちづくりを推進する人づくりに関する課題：

- ・グリーンヘルパーの活動拡充・環境教育の充実



みどりの将来イメージ

豊かな自然の武蔵野の大地に 協働と絆でつくりだす
みどりのまち むさしむらやま



みどりの基本理念

「人と自然が共生した環境をつくり・守る、
潤いと安らぎのあるみどり豊かなまちづくり」



計画の基本方針

基本方針1 郷土のみどりを大切にします

狭山丘陵は、貴重な自然環境を有しており、今後も東京都と連携して自然環境の保全を進め、後世に大切に引き継いでいきます。

海道緑地保全地域、身近な自然である市内に点在する屋敷林などのみどりも、郷土のみどりとして大切に維持、管理、保全します。



基本方針2 水とみどりのネットワークを充実します

狭山丘陵から昭和記念公園を結ぶ南北の道路と、東西に走る新青梅街道をみどりの軸として位置付けます。

河川では、引き続き東京都と連携し、親水性や生態系に配慮した水辺のふれあい空間となるように努めます。

水とみどりの軸を中心に、狭山丘陵や海道緑地保全地域などの拠点となるみどりとその他の公園、農地など、みどりの持つ生き物の生息・生育する環境を線的・面的につなぎ、生物多様性のためのネットワークを充実させます。



基本方針3 まちなかのみどりを充実します

市内の都市公園などの整備を進めるとともに、都市公園を補完する児童遊園、運動広場及び地域運動場などの施設の充実を図ります。これらのみどりの適切な管理を行い、今後もまちなかの緑化環境の維持と向上のため、身近なみどりの保全と緑化の推進に努め、みどりの質の向上をも含めてみどり豊かなまちづくりを進めます。



基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

市民、市民活動団体、事業者及び行政が対等のパートナーとなり、公園の維持管理を協働で行うことに努めます。

みどりの協働事業を進めるために、グリーンヘルパーを始めとした、みどりのまちづくりの担い手の育成を推進します。

さらに、将来のまちづくりを担う子どもたちへ向け、みどりに関する教育や体験を実施します。



基本方針5 農地のある環境を守り活用します

農地は、農業生産の場としてだけではなく、景観や防災農地としての利用、生産者と地域住民の交流の場といった多様な機能を持っています。特定生産緑地の指定を進めて保全を図るほか、体験型市民農園等としての活用を推進し、次代を担う子どもたちや親の世代の人と人、人と生き物の交流の舞台としての活用を図ります。



基本方針6 まちをめぐる新しいみどりを創ります

現在、武蔵村山都市核土地区画整理事業が実施されており、道路や公園などの都市基盤整備により良好な住環境の形成を進めています。また、多摩都市モノレールが市の東西を結び、新青梅街道も生まれ変わることから、これらの空間を市の新しい顔として、みどりで彩ります。



計画の目標

目標年次は、10年後の令和14年度（2032年度）とします。

緑被率は、現状として年々減少している農地や樹林地等を保全し、維持することを目標とします。

基幹公園の整備では、都市核土地区画整理事業で着実に公園を整備することとし、1割増を目標とします。

年次		現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
緑被率		41.9%	維持	維持
基幹公園の 整備	1人当たり面積 整備面積	1.50㎡ 10.81ha	1.51㎡ 11.35ha	1.54㎡ 11.89ha
制度上 安定した緑地	確保面積	331.04ha	327.00ha以上	323.00ha以上
社会通念上 安定した緑地	確保面積	110.07ha	維持	維持



計画の目標

上記の面的指標のほか、市民一人ひとりが参加・協働可能な指標として、下記の目標を設定します。

年次	現況 令和3年度 (2021年度)	中間年次 令和9年度 (2027年度)	目標年次 令和14年度 (2032年度)
保存生け垣の延長	4,013m	約3,800m	約3,600m
保存樹木の本数	81本	維持	維持
街路樹の整備	15.6km 約1,800本	15.7km 約1,870本	15.9km 約1,940本
ピオトープの整備	3箇所	5箇所	7箇所
ボランティアによる 公園管理	13公園	15公園	18公園
ボランティア講座 回数	0回/年	2回/年	5回/年
グリーンヘルパー 人数	20人	30人	40人



みどりの管理方針

これまでは公的管理者（行政やその委託先）を中心に実施していましたが、今後は、より一層の活用を図るため、「公的管理者による管理」、「市民活動団体等による管理」、「公募設置管理制度（Park-PFI）の導入、その事業者による管理」を進めます。



緑化重点地区

緑化重点地区とは、重点的に緑化を図るべき区域のことで、候補としては、みどりの保全が必要な地区、市のシンボルとして質の高いみどりが必要な地区等が掲げられます。

具体的には、該当する地区のまちづくりの動向や方向性、地元の意向等を収集・調整した上で定め、地区の基本方針や緑化の実施方法等を検討します。



みどりの配置方針

面的にまとまりのあるみどりとして、狭山丘陵や多摩開墾といった本市にとって重要なみどりを拠点とし、都市核土地区画整理事業によって計画されている公園等を新たな拠点として位置づけます。



凡 例

	みどりの拠点		みどりの軸
	都市計画公園・緑地(計画を含む)		水の軸
	平地林の保全		まちの骨格となる道路等の緑化推進
	生産緑地地区の保全		市域
	多摩開墾		多摩都市モノレール新駅
	土地区画整理事業公園		

※多摩都市モノレールのルート・駅位置は、東京都が令和4年10月に公表した都市計画素案による。

総合的なみどりの配置方針図



みどりの将来イメージの実現に向けた施策

みどりの将来イメージの実現に向け、基本方針を踏まえて各種の施策を展開します。

基本方針 1 郷土のみどりを大切にします

拠点となるみどりを大切にします



- ・狭山丘陵の保全
- ・海道緑地保全地域の保全

身近なみどりを大切にします



- ・樹林地・大樹の保全

基本方針 2 水とみどりのネットワークを充実します

水辺空間を充実します



- ・河川の緑化の推進
- ・生態系に配慮した整備の推進
- ・河川の水質、水量と環境の改善

ICD[®] カネットワークを充実します



- ・生態系の連続性に配慮した緑化整備

道路の緑化を進めます



- ・街路樹・植樹帯整備の推進
- ・都道の緑化
- ・自転車道の緑化の充実
- ・みどりの散策路の整備

基本方針 3 まちなかのみどりを充実します

公園の整備を進めます



- ・都市計画決定された公園の整備の推進
- ・条例等による公園の整備の推進
- ・社会情勢に対応した再整備
- ・公園施設の長寿命化計画による維持管理
- ・みどりの基金の活用

公共施設の緑化を進めます

















- ・学校の緑化の推進
- ・公共施設の緑化の推進
- ・公営住宅の緑化の推進

民有地の緑化を進めます











- ・民有地の緑化指導の充実
- ・土地利用に合わせた緑化推進
- ・各種制度の充実と活用

基本方針4 協働によるみどりのまちづくりを進めます

協働によるみどりのまちづくりの環境整備を行います	  	<ul style="list-style-type: none"> 市民協働への理解 みどりのボランティアの推進 市民協働による公園維持管理への支援 市民協働による生活道路の緑化
協働の仕組みをつくります	  	<ul style="list-style-type: none"> 協働事業提案制度の活用 協働の推進体制づくり 公募設置管理制度（Park-PFI）の活用
人づくりの基盤をつくります	   	<ul style="list-style-type: none"> みどりに親しむ教育と普及・啓発 みどりに関するイベントの継続的開催 グリーンヘルパー制度の推進
新たな担い手づくりを進めます	   	<ul style="list-style-type: none"> 学校等との連携 事業所との連携 自治会・商店会等各種団体との連携

基本方針5 農地のある環境を守り活用します

身近なみどりとして農地を保全します	   	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 多摩開墾の保全
農とのふれあいを進めます	   	<ul style="list-style-type: none"> 体験型市民農園等による利用促進 直売所や農家レストラン等を介した交流促進

基本方針6 まちをめぐる新しいみどりを創ります

都市核におけるみどりを創ります	   	<ul style="list-style-type: none"> 計画づくりへの参加 つくり・育て・使う公園づくりへの参加
モノレール沿線のみどりを創ります	   	<ul style="list-style-type: none"> 沿線のみどり創り 駅周辺のみどり創り

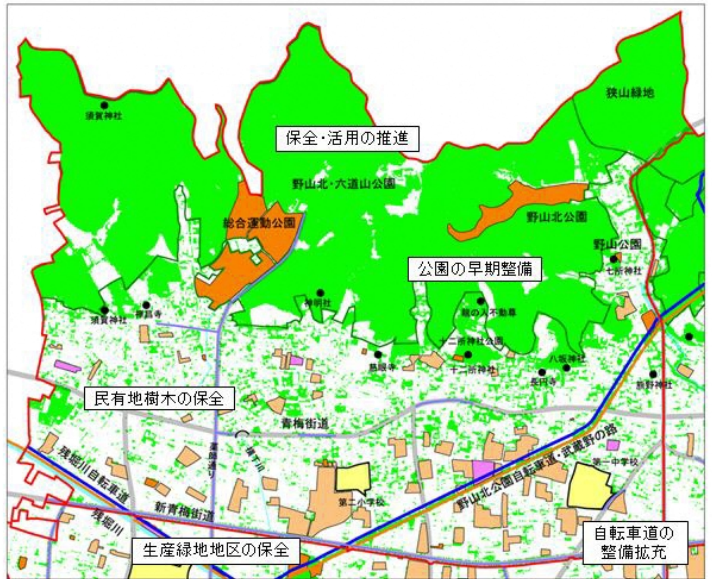
SDGs：国連が定めた持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）と本計画の施策との関係については、17項目ある目標のうち、下記に示す教育・まちづくり・気候変動・陸の豊かさ・パートナーシップといった、5つの目標と関係深いものとし、本計画を推進します。





地域別方針

市域を4つに区分し、地域の特色にあったみどりの保全・活用等を図ります。



凡例

- | | |
|------------|-------|
| 地域区分 | 社寺境内地 |
| 樹木・樹林 | 主な道路 |
| 都立公園・緑地 | 主な河川 |
| 市立公園 | 街路樹 |
| 運動場・広場 | 自転車道 |
| 生産緑地地区 | 武蔵野の路 |
| 小・中学校、高等学校 | |

＜北西地域＞

北西地域は、最もみどりの多い地域です。北側が狭山丘陵の樹林地で、広域の緑地を構成する豊かなみどりがあり、南側には、生産緑地地区が多く指定されています。

主な方針は、東京都等の関連機関と連携し、狭山丘陵のみどりの保全と活用を推進します。また、生産緑地地区等の農地の保全・活用に努めます。

＜南西地域＞

南西地域は、多摩開墾があり、その他にも農地が点在しています。南側には、海道緑地保全地域があります。

主な方針は、東京都と連携し、海道緑地保全地域の保全、多摩開墾及び生産緑地地区をはじめとした農地の保全・活用に努めます。



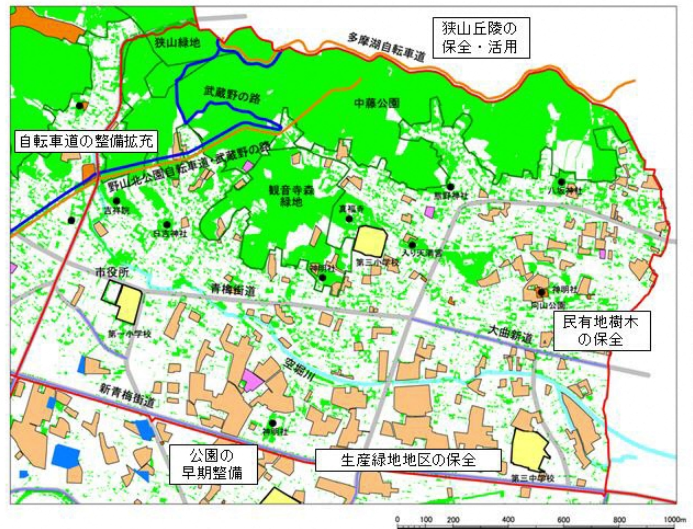
凡例

- | | |
|---------|------------|
| 地域区分 | 小・中学校、高等学校 |
| 樹木・樹林 | 社寺境内地 |
| 都立公園・緑地 | 主な道路 |
| 市立公園 | 主な河川 |
| 運動場・広場 | 街路樹 |
| 生産緑地地区 | 自転車道 |
| 多摩開墾 | 武蔵野の路 |

＜北東地域＞

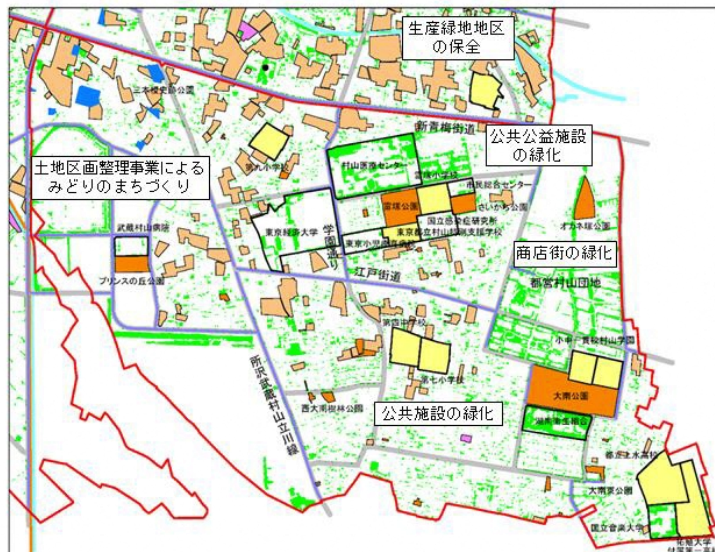
北東地域は、北側に狭山丘陵の樹林地があり、山裾から青梅街道周辺には、みどりの多い昔からある市街地が形成されています。

主な方針は、民有地の緑化推進として、条例に基づき緑化指導を推進します。また、狭山丘陵のみどりは、東京都等の関連機関と連携し、みどりの保全とその活用を推進します。



凡例

- | | |
|--|---|
| 地域区分 | 小・中学校、高等学校 |
| 樹木・樹林 | 市役所 |
| 都立公園・緑地 | 社寺境内地 |
| 市立公園 | 主な道路 |
| 運動場・広場 | 主な河川 |
| 生産緑地地区 | 街路樹 |
| 土地区画整理事業公園 | 自転車道 |
| | 武蔵野の路 |



凡例

- | | |
|--|---|
| 地域区分 | 小・中学校、高等学校 |
| 樹木・樹林 | 大学・病院等 |
| 市立公園 | 社寺境内地 |
| 運動場・広場 | 主な道路 |
| 生産緑地地区 | 主な河川 |
| 土地区画整理事業公園 | 街路樹 |
| | 自転車道 |



＜南東地域＞

南東地域は、市内で最も市街化が進んでいる地域です。北側は公共施設が立地し、西側は都市核土地区画整理事業が行われています。この事業に伴い、4箇所の公園が新たに整備される予定です。

主な方針は、公共施設の緑化推進や武蔵村山都市核土地区画整理事業を通じて、計画的な公園・緑地の設置や接道部緑化の整備を推進します。



計画の推進

本計画の推進で重要なことは、市民、事業者及び行政の積極的な参加と協力に基づく連携体制をつくることです。また、それぞれの役割分担を認識し、みどりのまちづくりの実現に向けて行動する必要があります。

■連携体制

地域との連携

市民の中にみどりの重要性やみどりの持つ環境価値を広げていくことが、計画を推進していく上での基盤となります。そして市民や事業者の参加と連携による活動として発展することが重要となります。

庁内関連部署の相互連携

本計画で示されているみどりの施策に関わる部署は多く、施策の確実な実行には全庁的な取組が必要です。

広域における連携

狭山丘陵やネットワーク（河川、道路、散策路、自転車道等）に関する施策は、東京都や周辺自治体との連携が必要です。

■役割分担と行動計画

<市民の役割>

- 身近なみどり（生け垣や庭等）を増やし、育てることを継続する。
- グリーンヘルパーの講習会やみどりのボランティア活動へ参加する。
- ワークショップなどに参加し、自分たちのみどりのまちづくりという意識を持つ。

<事業者の役割>

- 地域社会の一員として、緑化活動に努める。
- 事務所、店舗などの緑化の推進と維持管理により、みどりの質と量を高める。
- 公募設置管理制度（Park-PFI）を活用し、行政と連携し、公園の整備・管理を主体的に行う。
- みどりに関わる事業に参加、協働することで、環境面において地域社会へ貢献する。

<行政の役割>

- みどりのまちづくりを全庁的に推進し、関連部署や関連団体などと協力、連携する。
- 市民と協働して緑化の推進と維持管理が行える仕組みをつくる。
- みどりに関する情報を発信するシステムの開発、普及・啓発に努める。
- 「ゼロカーボンシティ」の実現を目指す。
- 各施策を実施するための財源の確保に努める。

ハート&グリーン 武蔵村山市第三次みどりの基本計画（令和5年度～令和14年度）概要版

発行年月／令和5年（2023年）3月

発行／武蔵村山市 編集／武蔵村山市協働推進部環境課

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 電話 042-565-1111（代表）